

令和 3 年 6 月

第 4 回（定例会）

香 芝 市 議 会 議 案

香 芝 市

目 次

報 第 2 号	令和 2 年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について----- 1 頁
報 第 3 号	令和 2 年度香芝市水道事業会計予算繰越計算書の報告について----- 5 頁
報 第 4 号	令和 2 年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について----- 7 頁
報 第 5 号	権利の放棄の専決処分の報告について----- ----- 9 頁
報 第 6 号	損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について---- ----- 1 1 頁
議第 3 4 号	香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正することについて----- 1 3 頁
議第 3 5 号	香芝市税条例の一部を改正することについて----- ----- 1 5 頁
議第 3 6 号	香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者 負担に関する条例の一部を改正することについて---- 1 7 頁
議第 3 7 号	香芝市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する ことについて----- 1 9 頁
議第 3 8 号	香芝市道路占用料に関する条例の一部を改正することについ て----- 2 1 頁
議第 3 9 号	令和 3 年度香芝市一般会計補正予算（第 4 号）について---- ----- 2 3 頁
議第 4 0 号	令和 3 年度香芝市一般会計補正予算（第 5 号）について---- ----- 2 4 頁
議第 4 1 号	令和 3 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につ いて----- 2 5 頁
選 第 1 号	香芝市選挙管理委員の選挙について----- ----- 2 6 頁

選 第 2 号

香芝市選挙管理委員の補充員の選挙について-----
----- 27頁

報第2号

令和2年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和2年度香芝市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

令和2年度香芝市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源		一般財源
								地方債	その他	
2 総務費	1 総管理費	4 財産管理費	公有財産維持管理事業	6,500,000	5,000,000	-	-	4,500,000	-	500,000
			事務室等飛沫感染防止事業	3,250,000	3,250,000	-	2,135,000	-	-	1,115,000
			コミュニティバス運行管理事業	400,000	400,000	-	263,000	-	-	137,000
		11 電子計算費	行政事務デジタル化推進事業	105,000,000	104,447,000	-	68,613,000	-	-	35,834,000
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	地域子育て支援拠点事業 (国の補正予算(第三号)分)	1,200,000	1,200,000	-	800,000	-	-	400,000
			2 児童措置費	民間保育所等保育環境改善事業 (国の補正予算(第三号)分)	7,800,000	7,300,000	-	4,050,000	-	-
		3 児童福祉施設費	保育所保育環境改善事業 (国の補正予算(第三号)分)	2,500,000	2,500,000	-	1,250,000	-	-	1,250,000
			保育所ICT環境整備事業	16,767,000	16,767,000	-	11,014,000	-	-	5,753,000
4 衛生費	1 保健衛生費	6 新型コロナウイルスワクチン接種費	新型コロナウイルスワクチン接種事業 (国の補正予算(第三号)分)	460,000,000	451,896,000	-	451,896,000	-	-	-
5 農林商工費	1 農業費	5 農地費	ため池防災対策調査計画事業 (国の補正予算(第三号)分)	145,800,000	145,800,000	-	145,800,000	-	-	-
6 土木費	2 道橋梁費	2 道路維持費	交通安全施設整備事業 (国の補正予算(第三号)分)	16,000,000	-	-	-	-	-	-

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
							国県支出金	地方債	その他		
			道路維持管理補修事業 (国の補正予算(第三号)分)	16,500,000	16,500,000	—	8,250,000	8,200,000	—	50,000	
			橋梁長寿命化修繕事業 (国の補正予算(第三号)分)	61,500,000	61,500,000	—	33,825,000	27,600,000	—	75,000	
			歩道等バリアフリー化事業 (国の補正予算(第三号)分)	20,000,000	20,000,000	—	10,000,000	10,000,000	—	—	
		3 道路新設 改良費	道路新設改良事業 (国の補正予算(第三号)分)	45,500,000	45,500,000	40,000	19,600,000	17,700,000	—	8,160,000	
	4 都市 計画費	2 都市計画 対策費	2 都市計画 対策費	バリアフリー推進事業 (国の補正予算(第三号)分)	50,667,000	50,667,000	—	—	50,600,000	—	67,000
		6 街路事業費	6 街路事業費	街路整備事業 (国の補正予算(第三号)分)	161,500,000	155,680,000	58,000	75,072,000	71,900,000	—	8,650,000
		7 公園費	7 公園費	都市公園維持管理補修事業 (国の補正予算(第三号)分)	30,000,000	30,000,000	—	15,000,000	15,000,000	—	—
8 スポーツ 公園費		8 スポーツ 公園費	スポーツ公園整備事業 (国の補正予算(第三号)分)	125,700,000	125,700,000	25,000	60,750,000	55,900,000	—	9,025,000	
7 消防費	1 消防費	2 非常備消防費	2 非常備消防費	消防団機庫建替事業	32,800,000	32,800,000	—	—	28,400,000	—	4,400,000
		3 災害対策費	3 災害対策費	防災用品等備蓄事業	26,900,000	26,900,000	—	17,671,000	—	—	9,229,000
8 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	1 学校管理費	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 (国の補正予算(第三号)分)	12,400,000	12,400,000	—	6,200,000	—	—	6,200,000
				校務ICT環境整備事業	15,122,000	5,936,000	—	3,899,000	—	—	2,037,000

(単位:円)

款	項	目	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
						既収入 特定財源	未収入 国県支出金	特定財源		一般財源
								地方債	その他	
			給食室空調設備整備事業	28,100,000	15,980,000	—	10,497,000	—	—	5,483,000
			トイレ整備事業 (国の補正予算(第三号)分)	107,760,000	107,760,000	—	25,371,000	77,700,000	—	4,689,000
		3 学童保育費	学童保育所保育環境改善事業 (国の補正予算(第三号)分)	25,800,000	25,800,000	—	17,200,000	—	—	8,600,000
	3 中学校費	1 学校管理費	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 (国の補正予算(第三号)分)	6,400,000	6,400,000	—	3,200,000	—	—	3,200,000
			校務ICT環境整備事業	19,181,000	7,928,000	—	5,208,000	—	—	2,720,000
			トイレ整備事業 (国の補正予算(第三号)分)	10,660,000	10,660,000	—	2,900,000	7,700,000	—	60,000
	4 幼稚園費	1 幼稚園管理費	幼稚園・認定こども園保育環境改善事業 (国の補正予算(第三号)分)	4,500,000	4,500,000	—	2,250,000	—	—	2,250,000
			幼稚園・認定こども園ICT環境整備事業	14,056,000	14,056,000	—	9,234,000	—	—	4,822,000
			認定こども園施設整備事業	10,000,000	7,509,000	—	—	5,800,000	—	1,709,000
	5 社会教育費	4 公民館費	トイレ整備事業	38,600,000	38,600,000	—	25,357,000	—	—	13,243,000
合 計				1,628,863,000	1,561,336,000	123,000	1,037,305,000	381,000,000	—	142,908,000

報第3号

令和2年度香芝市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和2年度香芝市水道事業会計予算は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年6月7日報告

香芝市長 福岡憲宏

令和2年度香芝市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						損益勘定 留保資金				
1. 資本的 支出	1. 建設改良費	今泉配水場 3期他基幹管路等 更新工事	円 405,500,000	円 0	円 405,500,000	円 405,500,000		円 0	円 0	県施工である国道168号 線道路拡幅工事に係る先 行施工工事が遅れたこと により本市施工分の令和 2年度完成が不可能と なったため

報第4号

令和2年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和2年度香芝市下水道事業会計予算は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年6月7日報告

香芝市長 福岡 憲宏

令和2年度香芝市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債			
1. 資本的 支出	1. 建設改良費	下水道ストック マネジメント支 援制度	円 100,000,000	円 0	円 100,000,000	円 35,000,000	円 65,000,000	円 0	円 0	国庫補助事業の事業 採択が年度末に行わ れ、当該年度内に執 行することができな いため
1. 資本的 支出	1. 建設改良費	下水道総合 地震対策事 業	円 19,000,000	円 0	円 19,000,000	円 9,500,000	円 9,500,000	円 0	円 0	国庫補助事業の事業 採択が年度末に行わ れ、当該年度内に執 行することができな いため

報第5号

権利の放棄の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、権利の放棄について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

香芝市債権管理規則（平成19年規則第21号）及び香芝市上下水道事業債権管理規程（平成19年水道事業管理規程第8号）の規定に基づき、権利を放棄したことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

香芝市長 福 岡 憲 宏

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 権 利 の 内 容 | 香芝市債権管理規則第2条第3号に規定する債権 |
| 2 債務者及び金額 | 別紙のとおり |
| 3 放 棄 の 理 由 | 不納欠損処理を行うため |
| 4 放 棄 の 日 | 令和3年3月31日 |

報第6号

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日報告

香芝市長 福岡 憲 宏

専 決 処 分 書

道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月7日

香芝市長 福 岡 憲 宏

1 相手方

住所

氏名

2 事故の概要

令和3年4月9日午後1時30分ごろ、真美ヶ丘二丁目1番19先の市道5-73号線の歩道にて、道路の維持管理のため除草作業を行っていたところ、使用していた草刈機による飛び石が隣接する駐車場に駐車していた相手車両に接触し、リアガラスを破損させたものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として284,845円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

都市創造部農政土木管理課

議第34号

香芝市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正することについて

香芝市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次
のとおり改正する。

令和3年6月7日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

香芝市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 14 令和3年7月1日から令和6年6月2日までの間、市長の給料月額、第3条及び別表第1の規定にかかわらず、655,000円とする。ただし、別表第2に規定する算定の基礎となる給料月額については、別表第1に定める額とする。
- 15 令和3年7月1日から令和6年6月30日までの間、副市長の給料月額は、第3条及び別表第1の規定にかかわらず、581,000円とする。ただし、別表第2に規定する算定の基礎となる給料月額については、別表第1に定める額とする。
- 16 令和3年7月1日から令和6年4月30日までの間、教育長の給料月額は、第3条及び別表第1の規定にかかわらず、527,000円とする。ただし、別表第2に規定する算定の基礎となる給料月額については、別表第1に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第35号

香芝市税条例の一部を改正することについて

香芝市税条例の一部を次のとおり改正する。

令和3年6月7日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市税条例の一部を改正する条例

香芝市税条例（昭和32年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第2号中「認められるもの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第3条の3第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第4条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条の2中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の7第1項第2号の改正規定及び附則第4条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 附則第8条の2中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、第17項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の香芝市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項第2号の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の香芝市税条例第34条の7第1項第2号に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第36号

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
に関する条例の一部を改正することについて

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条
例の一部を次のとおり改正する。

令和3年6月7日提出

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）」を「令第15条の3第2項第2号又は第3号に掲げる者の世帯」に改め、同表備考5中「に規定する要保護者の世帯又は」を「（昭和25年法律第144号）に規定する要保護者の世帯又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。

議第37号

香芝市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正すること
について

香芝市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を次のとおり改正する。

令和3年6月7日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
香芝市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第9号）の一部
を次のように改正する。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第42条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第38号

香芝市道路占用料に関する条例の一部を改正することについて

香芝市道路占用料に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和3年6月7日提出

香芝市長 福 岡 憲 宏

香芝市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
 香芝市道路占用料に関する条例（昭和31年条例第30号）の一部を次のよ
 うに改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第32条第 1項第3号に 掲げる施設	自動運行補 助施設	法第2条第2項 第5号に規定す る自動運行装置 による検知の対 象として設置す る導線その他の 線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	5円
			その他のもの		18円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標 示柱その他の柱類		1本につき1年	1,520円
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1㎡につき1年	910円
			地下に設けるもの		550円
		その他のもの			1,830円

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1
 項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第39号

令和3年度香芝市一般会計補正予算（第4号）について

令和3年度香芝市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和3年6月7日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第40号

令和3年度香芝市一般会計補正予算（第5号）について

令和3年度香芝市一般会計補正予算（第5号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和3年6月7日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

議第41号

令和3年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第1号）
について

令和3年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和3年6月7日提出

香芝市長 福岡憲宏

選第1号

香芝市選挙管理委員の選挙について

香芝市選挙管理委員の任期満了に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項の規定により、本市選挙管理委員4人の選挙を行われたい。

令和3年6月7日提出

香芝市長 福岡 憲 宏

選第2号

香芝市選挙管理委員の補充員の選挙について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第2項の規定により、香芝市選挙管理委員の補充員4人の選挙を行われたい。

令和3年6月7日提出

香芝市長 福岡 憲 宏